13. 外国人材分野

外国人材(1)	出入国管理の関係法令等のホームページ上での公表方法の改善【新規】
規制の現状	出入国管理政策は、法律、政令、省令、告示、通知・通達、解釈、ガイドラインなど多岐に渡る規制手段(以下、法令等)によって運用されている。しかしながら、法務省入国管理局のホームページ上で公表されている法令等は網羅性に欠け、特に、通達については在留資格の取得にあたり重要な内容を含むものであっても公表されていないものもある。また、公表されていたとしてもホームページ上の極めて見つけ難い場所に示されており、外国人、企業関係者、行政書士等が出入国管理に関連する法令等の内容を網羅的に把握することが困難になっている。
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法等の入管政策に係る法令等
要望内容	①通知の公表 高度人材受入推進会議に提出された法務省の資料 (www.kantei.go.jp/jp/singi/jinzai/jitsumu/dai1/siryou2_1.pdf -)によると、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いの周知徹底を図るため、2008年夏に地方入管局に通知を発出したとされているが、留学生、大学、企業、行政書士等にこの通知の周知徹底が行われておらず、一部で誤解を招いている。この通知を始め、在留資格の取得に当たり重要な内容を含む法令等を入国管理局のホームページ上で公表すべきである。 ②わかりやすさを第一に考えた入国管理局ホームページ(http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html)の再編成 留学生や企業関係者が見ても必要な法令等がすぐに見つけられるホームページとなるよう、例えば、法務省入国管理局の「各種手続下の指載している手続別に法令等を整理して記載すべきである。例としては次のような掲載方法が考えられる。例1:同ホームページにある外国人の在留手続「在留資格の変更」のページに「留学生が就労可能な在留資格に変更する場合」等の項目を設け、上記①の通知や就職活動を継続する場合の特定活動への在留資格の変更を始めとした関連する法令等を掲載する 例2:「在留資格取得許可申請」のページに(もしくは「在留資格認定証明書の申請」の項目を設け)、その関連説明として、優良企業等に対する在留資格認定証明書の申請」の項目を設け)、その関連説明として、優良企業等に対する在留資格認定証明書の申請」の項目を設け)、その関連説明として、優良企業等に対する在留資格認定証明書の申請」の項目を設け)、その関連説明として、優良企業等に対する在留資格認定証明書の申請」の「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格認定』(本件は内容に対応した『「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の各在留資格とその関係について』と変更)を始めとした関連する法令等を掲載する。
要望理由	①留学生、大学、企業、行政書士の中には、大学の専攻分野と就職先業務の関連性に柔軟な取扱いが行われていることを知らず、それが基で、学生が専攻分野を変更したり日本での就職を諦めてしまうケースがある。高度人材受入促進のための施策を遂行するためにも、地方入管局のみならず、実際に就職活動を行う留学生やその関係者に周知徹底を図ることが必要である。②例えば、法務省管在第1322号(平成16年3月4日)の通達の内容を入管局のホームページ上で見つける場合、次のような極めて複雑な手順を踏まなければならず、通達の発出番号を知っているなどの限られたケースでなければ、本通達の内容を知ることが出来ない。 【手順】 入管局のトップページ⇒規制改革要望などへの対応⇒全国規模の規制改革要望(平成19年度あじさい月間)関係⇒平成16年3月4日付け法務省入国管理局長通達(PDF) 通達を含む入管法令等の公表がわかりやすく行われていないため、在留資格の制度を調べたい留学生、企業関係者にとって不案内となっている。加えて、行政書士が最新の通達に関する情報が入手できないために、旧態の制度を基に相談業務や手続きを行うケースもある。わが国で就労する基準を満たす外国人が円滑に在留手続を行うためにも、入管法令等のわかりやすい公表が欠かせなくなっている。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省入国管理局

外国人材(2)	在留資格認定証明書交付手続の迅速化の徹底【新規】
規制の現状	2003年度の当会規制改革要望に基づき、平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達において、「過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付・許可できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとする」とされているにもかかわらず、現実には、手続きにかかる時間が改善されていない。このため、2007年度に同通達の周知徹底を要望し、それに対し法務省から「当該通達については、地方入国管理局に通知するとともに、本省・地方局共通のLANにも掲載するなどして周知しているところであるが、今後とも窓口担当者にも周知を徹底して参りたい。また、企業に対する周知としては、当該通達を法務省ホームページに掲載する等して周知を図りたい」との回答をいただいたが、未だに「優良な企業等」としての要件を満たしている企業であっても、在留資格認定証明書の交付には1ヵ月から1.5ヵ月を要し、中には2ヵ月を要した企業もある。また、地方入管において、同通達を示した上で規定されている2週間以内の処理を要望したところ、「現在、在留資格認定証の交付には一般的に1ヵ月から1.5ヵ月かかっているが、その中で努力をするという意味であり2週間を約束するものではない」と、単なる努力目標に過ぎないとの説明を行うところもある。
根拠法令等	平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達
要望内容	平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達について、地方入国管理局、支局、出張所の窓口担当者への徹底を図るべきである。また、企業への周知についてはホームページへの掲載方法を改善する(要望「出入国管理の関係規制等のホームページ上での公表方法の改善」参照)とともに、各窓口においても積極的に周知すべきである。
要望理由	グローバル化が進展する中、企業の業務遂行にはますますスピードが求められている。在留資格認定証明書交付手続に時間がかかることにより、企業内転勤による外国人の受け入れに遅れが生じ、業務遂行の妨げとなっている。不法な入国の取締りを強化することは重要であるが、一方で、適正な受け入れを行っている企業等については、手続きを迅速化・簡素化することにより、受入企業にとっても、入管当局にとっても、効率的かつ実効ある制度とすべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省入国管理局

外国人材(3)	海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付の迅速化【新規】
規制の現状	国内の大学を卒業し卒業後すぐに国内で就職する留学生については、「留学」から「人文知識・国際業務」、「技術」等の就労可能な在留資格へ変更する際、卒業見込証明書とその他の必要書類を提出することで審査が開始され、その後、卒業が正式に認められた段階で卒業証明書を提出すれば、その他の在留資格変更の要件を満たす限り、即日、在留資格が変更される。しかし、海外の大学を卒業する外国人については、卒業証明書が提出されない限り、在留資格認定証明書交付の審査が開始されず当該外国人の卒業から日本での就労開始までに4~5ヵ月要する場合がある。
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法施行規則
要望内容	海外の大学を卒業する外国人についても、卒業見込証明書(あるいは当該大学の学長や学部長等責任者が当該学生が卒業見込みであることを証明する書類)を提出することで在留資格認定証明書の交付審査を開始し、その後、卒業証明書を提出すると同時に、他の要件を満たすことを前提に即日、在留資格認定証明書を交付すべきである。
要望理由	高度人材の活用に当たり、わが国企業では国内大学のみならず海外大学においても採用活動を行っており、海外大学の新卒者が卒業後すぐに日本で就労する例が増えている。しかしながら、海外大学については、卒業見込証明書の提出では在留資格認定証明書の交付審査が開始されず、卒業式を終え、卒業証明書が日本に届くまで同交付審査が行われない状況にある。さらに、海外の大学を卒業する学生は在留資格認定証明書の交付後、査証の申請を行わねばならず、これらにより海外の優秀な人材を卒業後、一定期間待機させざるをえず、企業の円滑な採用・研修、事業活動に影響を与えるばかりか、学生本人の負担を生んでいる。 他方、わが国に留学する外国人については、大学の卒業見込証明書を提出することで在留資格変更の審査が開始され、卒業後すぐに就労することが可能となっており、海外の大学を卒業する学生についても、同様な手続きを認めることにより、当該学生が一国も早くわが国で就労することのできる環境を整備すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省入国管理局

外国人材(4)	在留資格「企業内転勤」の要件の見直し【新規】
規制の現状	在留資格「企業内転勤」の要件として、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること」とされている。しかし、例えばわが国に2年間企業内転勤で在留した後、外国の法人に帰任したものの、例えばその半年後に再度、企業内転勤により日本で就労することが必要となった場合、「直前に一年以上継続して」という規定があるために、企業内転勤の在留資格が認められない。
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
要望内容	「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事した期間が一年以上であること」と要件を見直すべきである(例えば、同一企業内での2度目以降の転勤については、「直前に一年以上継続して」との要件を課さない等)。
要望理由	企業内転勤は、わが国企業が高度人材を外国の現地法人等から招聘する際に活用される在留資格である。こうした高度人材の受け入れはわが国に新たな技術・知識やビジネス・モデルをもたらすとともに、国内人材だけでは充足することの出来ない人材を受け入れることができるという点で、わが国の産業競争力の強化、経済活性化に資する制度となっている。近年、担当するプロジェクトの関係で2年ほど企業内転勤でわが国に在留した後、同プロジェクトの終了に伴い外国の法人に帰任したものの、その数ヵ月後に新たなプロジェクトが立ち上がり、再度、本人が外国の現地法人等で習得した知識等を活用するために、日本への転勤が望まれるケースが見られる。こうしたケース場合、現状の要件の下では、企業内転勤の在留資格を取得することは認められておらず、高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となっている。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省入国管理局

外国人材(5)	外国人技能実習制度の見直し
規制の現状	現行の外国人技能実習制度では、受け入れ人数が当該受け入れ企業の常 勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっている。また今年度の出入 国管理及び難民認定法の法改正によると、技能実習生の受け入れ人数の上 限は現行の在留資格「研修」と同じとされ、技能実習期間は改正法の別表第1 の2の表の下欄第1号と第2号の活動期間を合わせ、最長3年間となっている。
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務 省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日 法務省告示第141号)
要望内容	①技能実習生受け入れ人数の拡大 適正な運用実績を前提とした「優良認定制度」を創設し、優良と認められた企業・団体については受け入れ人数枠を拡大すべきである。 ②再実習の制度化 技能実習期間が修了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするため、再技能実習の制度化を図るとともに、職種の組み合わせ実習を可能とすべきである。その際、企業単独型、団体監理型を問わず優良認定を受けた機関に再技能実習を認めるべきである。
要望理由	グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。近年、わが国企業のアジア諸国をはじめとする国際展開の活発化に伴い、現地で雇用した技能者の技能向上のため、外国人技能実習制度を採用する事例が増えており、研修から技能実習への移行申請者が5万人を超えるなど、外国人技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となっている。同制度の適正化を図るため、今年度の国会に改正法案が提出されているが、今後、法改正を受けて詳細な制度設計を行う上で、上記①、②の見直しもあわせて行い、技能実習制度がこれまで以上に有用な制度となるよう改変していく必要がある。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局